

(資料 4) 要綱等一覧

船橋市営住宅指定管理者の指定に関する要綱	1
船橋市営住宅指定管理者選定委員会設置要綱	3
船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱	5
船橋市営住宅承継入居事務処理要綱	16
船橋市営住宅家賃の減免等に関する取扱基準	19
船橋市営住宅入居変更に関する取扱基準	21
船橋市営住宅退去手続事務処理要綱	23
船橋市営住宅退去検査基準	27
災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱	29
船橋市営住宅公開抽選による入居者選考に関する取扱要綱	40
DV被害者の取り扱いについて	42
船橋市営住宅集会所管理要綱	43
船橋市営住宅集会所貸出基準	48

船橋市営住宅指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第51条の5に規定する市営住宅及びこれに付属する共同施設（以下「市営住宅等」という。）の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続を定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第51条の5各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

- (1) 指定期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。
- (2) 入居者等の利便性の向上が図られるものであること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(指定管理者の選定)

第3条 市長は、市営住宅等の指定管理者を指定管理者に応募をしたものの中から選定する。

- 2 市長は、前項の選定に当たっては、別に定める船橋市営住宅指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定等に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。

- (5) 指定管理者の役員等（法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

船橋市営住宅指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市営住宅及びこれに付属する共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるに当たり、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号）の趣旨に基づき、公平かつ適正に選定するため、船橋市営住宅指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市営住宅等の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること
- (2) 指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること
- (3) その他、指定管理者候補者を選定するに当たり市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者等及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員が指定管理者に応募した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

（災害補償）

第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、建設局建築部住宅政策課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

（書面開催）

第9条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

2 書面開催とする場合、第5条第2項中の「委員の半数以上が出席しなければ」とあるのは「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、同条第3項中の「出席委員」とあるのは「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

（廃止）

第10条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、家賃、駐車場使用料、実費徴収金及びその他の債権（以下「家賃等」という。）のうち、本来の納付期限までに納付されなかった場合における事務を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(督促)

第2条 市長は、家賃等を本来の納付期限までに納付しない市営住宅入居者（以下「滞納者」という。）に対し、条例第18条及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。）第18条の規定により、当該納付期限後30日以内に督促状を発送しなければならない。

2 前項の規定による督促において指定する納付期限は、当該督促を發した日から起算して10日を経過した日とする。

3 市長は、家賃等を口座振替により納付している者の家賃等が収納できなかった場合は、納付書を督促状に同封して發送する。

(納付指導)

第3条 市営住宅を主管する課長（以下「主管課長」という。）は、滞納者及び当該滞納者の連帯保証人に対して、電話、訪問及び文書により随時納付の指導を行い、早期に滞納を解消するよう努めなければならない。

(催告)

第4条 市長は、滞納者に対し、毎年3回、催告書（第1号様式）を發送するものとする。

2 前項の規定による催告において指定する納付期限は、当該催告を發した日から10日を経過した日とする。

3 市長は、第1項に規定する催告を發送するときは、既に発生した履行の遅滞に係る遅延損害金を併せて請求するものとする。

4 前項の遅延損害金に係る納付期限は、第2項を準用するものとする。

(連帯保証人への催告)

第5条 市長は、入居者が家賃等を3月以上滞納したときは、当該入居者の連帯保証人に対し、連帯保証人催告書（第2号様式）を發送するものとする。

2 前項の連帯保証人催告書において指定する納付期限は、催告書を發送した日から起算して10日を経過した日とする。

(履行延期の特約等)

第6条 履行期限を延期する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）は、この要綱に定めのないものについて、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第

- 18号)及び船橋市債権管理条例施行規則(平成23年船橋市規則第78号)の規定により行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する履行延期の特約等を認める場合、債務の承認及び納付誓約書に納付計画を記載のうえ提出させ、当該納付計画により納付書を発行するものとする。
- 3 前項による納付計画は、滞納している家賃等(以下「滞納家賃等」という。)を1年間で完納となる計画とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りではない。
- 4 主管課長は、第2項の規定により発行した納付書の納付期限を経過後も支払いがない場合は、電話、文書及び訪問等により納付を促すものとする。
- (最終通告)
- 第7条 履行延期の特約等をしていない家賃の滞納が6月以上となった滞納者に対し、最終通告書(第3号様式)を配達証明付郵便により発送するものとする。ただし、滞納者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 疾病又は怪我により3月以上の療養が必要になり、多額の出費が認められる者
- (2) 主たる生計維持者の死亡により家賃等の納付が困難であると認められる者
- (3) 不慮の災害により多額の出費が認められる者
- (4) その他やむを得ない事情があると市長が認める者
- 2 前項の最終通告書に記載する事項は、次のとおりとする。
- (1) 滞納者の氏名及び住所
- (2) 滞納家賃等の種別
- (3) 滞納家賃等の金額
- (4) 滞納家賃等の納付期限
- (5) 滞納家賃等の支払方法
- 3 第1項の最終通告書の納付期限は、当該最終通告書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。
- 4 第1項の最終通告書が返送された場合は、訪問により手渡すものとする。ただし、不在の場合は、滞納者の住居の市営住宅連絡員又は近隣住民への聞き取り調査を行い、滞納者の生活状況の把握及び在宅時間の確認をした上で手渡すよう努めなければならない。
- 5 前項の規定による手渡しができない場合は、第1項の最終通告書を郵便受けに投函し、その旨を市営住宅を主管する部長(以下「主管部長」という。)へ報告するものとする。
- 6 第1項の最終通告書を送付した場合は、当該滞納者の連帯保証人へ通告書(第4号様式)を発送するものとする。
- 7 前項の通告書に係る発送方法及び記載事項は、第1項及び第2項の規定を準用する。

(明渡請求)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を行ったにもかかわらず、納付期限までに履行延期の特約をしていない家賃の支払いがなく、又は、当該履行延期の特約等をしていない家賃の滞納者に対し、市営住宅明渡請求書（第5号様式）を配達証明付内容証明郵便により発送するものとする。ただし、滞納者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の市営住宅明渡請求書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 滞納者の氏名及び住所
- (2) 市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払期日
- (3) 滞納家賃等の種別
- (4) 滞納家賃等の金額
- (5) 滞納家賃等の支払方法

3 第1項の市営住宅明渡請求書の指定期日は、当該市営住宅明渡請求書の到達した日から起算して1月を経過した日とする。

4 第1項の市営住宅明渡請求書が返送された場合は、訪問により手渡すものとする。ただし、不在の場合は、滞納者の住居の市営住宅連絡員又は近隣住民への聞き取り調査を行い、滞納者の生活状況の把握及び在宅時間の確認をした上で手渡すよう努めなければならない。

5 前項の規定による手渡しが行えない場合は、第1項の市営住宅明渡請求書を郵便受けに投函し、その旨を主管部長へ報告するものとする。

6 市営住宅明渡請求書に記載された指定期日の翌日から当該市営住宅を明け渡す日までの期間は、条例第42条第4項の規定により、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する金銭を徴収するものとする。

7 第1項の規定による明渡請求を受けた滞納者が、第2項第1号の指定期日までに滞納家賃の全額を納付若しくは当該滞納額の2分の1以上を納付し、かつ残額を1年以内で分割納付する計画を記載した債務の承認及び納付誓約書を提出した場合は、市営住宅明渡請求撤回通知書（第6号様式）を発送し、従前の入居を認めることができる。ただし、明渡請求の撤回後、履行延期の特約等をしていない滞納家賃が3月となった場合は、第1項の規定により明渡請求を行う。

8 主管課長は、前項による支払い等がなく、当該指定期日までに市営住宅の明渡しを行わない滞納者については、債権を主管する課長に市営住宅の明渡し、及び滞納家賃等の支払いを求める法的措置を取るよう依頼するものとする。

(退去滞納者への事務処理)

第9条 主管課長は、市営住宅を退去した滞納者に対し、次の各号に掲げる事務処理を行う。

- (1) 現住所を確認できている者については、催告書及び電話等により債権の支払いを求め、必要に応じて誓約書を提出させること。
 - (2) 現住所の確認ができない者については、住民票又は戸籍の全部事項証明（戸籍の附票の写しを含む。）等を取得し、かつ連帯保証人等から聞取調査を行い、現住所の確認後、前号に規定する事務処理を行うものとする。
 - (3) 第1号に規定する事務処理にもかかわらず、納付意思が確認できない場合は、現住所へ訪問し、納付指導を行うこと。
 - (4) 前号に規定する訪問で退去滞納者に面会できない場合は、未記入の誓約書を投函又は同居者へ手渡しすることにより退去滞納者からの提出を求めること。
- 2 前条に規定する事務処理を行ったにもかかわらず、滞納家賃等の支払い又は支払いの意思が確認できない場合は、債権を主管する課長に滞納家賃等の支払いを求める法的措置を取るよう依頼するものとする。

（市営住宅債権収納員）

第10条 主管課長は、債権の整理を行うため、市営住宅債権収納員を置くことができる。

- 2 市営住宅債権収納員は、主管課長の監理のもと債権の整理事務を行う。
- 3 市営住宅債権収納員は、その身分を示す市営住宅債権収納員証（第7号様式）を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

第 1 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

催告書

履行延期の特約をしていない滞納家賃等について、下記の納期限までに全額納付するよう催告します。なお、滞納家賃等の納付により遅延損害金が発生した場合は、納付書を後日郵送します。

記

入 居 者 名			
市営住宅名			
納 期 限			
滞 納 情 報	内 訳	滞 納 月 数	滞 納 金 額
	合 計		

内 訳	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

連帯保証人催告書

あなたが連帯保証している次の者の住宅使用料について、次のとおり滞納となっているため、再三にわたって催告・納付指導等を行ってきましたが、いまだ滞納が解消されません。つきましては、次のとおり保証債権の履行を請求しますので、下記納付期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。期限までにお支払いがない場合は、

部 課において、民事訴訟法に基づく支払督促又は訴訟の手続きに着手する場合があります。

記

入居者名			
市営住宅名			
納期限			
滞 納 情 報	内訳	滞納月数	滞納金額
	合 計		

内 訳	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

第3号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

最 終 通 告 書

あなたは、本市からの再三の納付指導にもかかわらず、船橋市営住宅の家賃を6月以上滞納し、また、支払いの意思及び納付が確認できません。

つきましては、下記のとおり滞納家賃等を請求します。下記納付期限までに滞納家賃等のお支払いがない場合は、船橋市営住宅条例第42条第1項第2号及び船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱第8条の規定に基づき、市営住宅の明渡請求を行います。

当該請求後も住宅の明け渡しに応じない場合は、 部 課において、民事訴訟法に基づく明渡し及び支払いに係る訴訟を提起します。

なお、市営住宅明渡請求書に記載された指定期日の翌日以降については、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収します。

記

1 滞納家賃等の種別

2 滞納家賃等の額 円

3 納付期限 年 月 日

4 支払方法 船橋市役所住宅政策課窓口又は納付書にて納付

第4号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

通 告 書

あなたが連帯保証人となっている様は、本市からの再三の納付指導にもかかわらず、滞納家賃の支払いを行わず、また、支払いに関する連絡等が一切ないことから、支払いの意思が確認できません。

納付期限までに、滞納家賃のお支払いがない場合は、船橋市営住宅条例第42条第1項第2号及び船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱第8条第1項の規定に基づき、市営住宅入居者である様に市営住宅の明渡請求を行います。

当該明渡請求に応じない場合、部 課において、民事訴訟法に基づく明渡し及び支払いに係る訴訟を提起します。

なお、市営住宅明渡請求書に記載された指定期日の翌日以降については、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収します。

記

- 1 入居者
- 2 債権名
- 3 債権額 円
- 4 納付期限 年 月 日
- 5 支払方法 船橋市役所住宅政策課窓口又は納付書にて納付

第5号様式

第 号
年 月 日

様

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市長

市営住宅明渡請求書

あなたは、本市からの再三の納付指導にもかかわらず、船橋市営住宅の家賃を6月以上滞納し、また、支払いの意思及び納付が確認できません。

つきましては、船橋市営住宅条例第42条第1項第2号も規定に基づき、下記指定期日までに下記市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額納付を請求します。

指定期日までに住宅を明渡さない場合は、部 課において、民事訴訟法に基づく明渡し及び支払いに係る訴訟を提起します。

なお、指定期日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収します。

記

1 指定期日 年 月 日

2 明渡すべき住宅

住所

住宅名

3 滞納家賃等の種別

4 滞納家賃等の額 円

5 支払方法

第 6 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

市営住宅明渡請求撤回通知書

年 月 日付第 号にて 様への市営住宅の明渡し請求を行いましたが、市営住宅明渡請求書に記載された指定期日までに滞納家賃等の一括納付、又は2分の1以上の納付及び残額全てを12回以内で分割納付する計画を記載した「債務の承認及び納付誓約書」の提出が行われました。

つきましては、市営住宅の明渡請求を撤回します。

なお、今後新たに3か月分以上の家賃を滞納した場合は、再度市営住宅の明渡請求を行います。

第 7 号様式	第 号
市営住宅債権収納員証	
職名	
氏名	
年 月 日生	
年 月 日	
船橋市長	
注意事項	
1 この証票は、市営住宅の債権の収納を行う際、必ず携帯しなければならない。	
2 この証票は、関係人からの請求があったときは速やかに提示しなければならない。	
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで

船橋市営住宅承継入居事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第13条及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第14条に規定する承継入居の取扱について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義人 入居許可を受けた者又は承継入居の承認を受けた者をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者又は事実上の婚姻関係にある者をいう。
- (3) 名義人等 名義人又は名義人の配偶者等をいう。
- (4) 同居者 入居の際に同居した親族又は同居の承認を受けた者をいう。
- (5) 入居者 名義人及び同居者をいう。

(承継入居を行う者の資格)

第3条 承継入居することができる者は、同居者である配偶者等又は特に居住の安定を図る必要があると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 入居許可時から引き続き当該住宅に居住していること。
 - (2) 同居の承認を得た者で、承認後満1年以上引き続き当該住宅に居住していること。
- 2 前項の特に居住の安定を図る必要があると認められる者とは、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 承継しようとする者が60歳以上であること。
 - (2) 承継しようとする者又は同居者が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から6級に該当する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級から3級に該当する精神障害者、又は療育手帳に㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2、Bの1、Bの2のいずれかが記載されている知的障害者であること。
 - (3) 承継しようとする者又は同居者が、難病患者であり、当該住宅に継続して居住しなければ生活の維持が困難であると認められること。
 - (4) 承継しようとする者が、名義人（夫又は妻以外）の死亡又は退去によって未成年の子を扶養するひとり親世帯の父又は母であること。
 - (5) 前各号のほか、承継しようとする者が、特別の事情があると市長が認める者であること。

(承継入居の原因)

第4条 承継入居の原因は、名義人が次の各号のいずれかに該当するときでなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻により住宅を退去したとき。
- (3) 離婚により住宅を退去したとき。
- (4) 失踪の宣告を受けた者又はこれに準ずる不在者となったとき。
- (5) 刑に処せられて服役し相当期間住宅を使用しないことが明らかなとき。
- (6) 疾病等により病院に入院し、又は福祉施設に入所し、相当期間住宅を使用しないことが明らかなとき。
- (7) 成年被後見人又は被保佐人に該当したとき。

(提出書類)

第5条 承継しようとする者は、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した後、すみやかに次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市営住宅承継入居承認申請書（船橋市営住宅条例施行規則第12号様式）
- (2) 承継しようとする者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 第3条第2項及び前条の各号に掲げる事実を証する書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(承継入居の不承認)

第6条 市長は、名義人について、次の各号のいずれかに該当する場合において、承継入居の承認をしてはならない。

- (1) 履行延期の特約をしていない滞納している家賃が3か月分以上となっているとき。
- (2) 住宅の模様替、増改築、用途変更、同居その他の行為について不正又は不適當があるとき。
- (3) 無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意にき損しているとき。
- (5) 高額所得者に該当しているとき。
- (6) 前各号のほか、関連条例又は規則若しくはこれに基づく指令命令に違反しているとき。

(承継入居の承認の通知)

第7条 市長は、第5条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し、承継入居を承認する場合は市営住宅承継入居承認書（船橋市営住宅条例施行規則第13号様式）により、申請者に通知する。

(承継ができない者の取扱い)

- 第8条** 市長は、第3条、第4条及び第6条の規定により承継入居ができない者、又は、承継入居を希望しない者（以下「承継入居ができない者等」という。）に対しては、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した日から起算して3月までは退去を猶予するものとし、文書により承継入居ができない者等に通知する。
- 2 市長は、承継入居ができない者等から申出があり、その者に特別の事情があると認める場合は、前項の規定による猶予の期限を延長することができる。

(損害金の取扱い)

- 第9条** 市長は、承継入居ができない者等から、第4条に掲げる承継入居の原因が発生した日の翌日から損害金として、原因発生日時点の家賃の額に相当する額の金銭を徴収するものとする。
- 2 市長は、承継入居ができない者等が前条の規定による猶予の期限を経過しても当該住宅から退去しない場合は、猶予の期限の属する月の翌月から損害金として近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の金銭を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

船橋市営住宅家賃の減免等に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第16条および船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第17条に規定する家賃の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免 家賃の支払い能力の全部若しくは一部が一定期間消滅したと認められるものをいい、減免の期間は当該年度とする。
- (2) 徴収猶予 家賃の支払い能力が一定期間停止し、後刻、それが回復するものと認められるものをいい、徴収猶予の期間は3ヶ月以内とする。
- (3) 収入 条例第2条第3号に規定する政令月収をいう。
- (4) 入居者 市営住宅の入居者及び同居者をいう。

(減免等の対象者)

第3条 条例第16条に規定する市長が家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 入居者が災害により損害を受け、生活に困窮し、その立ち直りが容易でない場合
- (2) 入居者が失職その他の事情により、収入が減少し、その立ち直りが容易でない場合
- (3) 入居者が疾病又は負傷により、長期にわたる療養を必要とし、その医療費の支出のために生活が困窮し、その立ち直りが容易でない場合
- (4) 前各号に準ずる特別な事情がある場合
- (5) 入居者の年度途中の収入変動に対応するため必要があり、かつ、収入の再認定を行わない場合

(減免等の申請の手続き)

第4条 市長は、規則第17条第1項の規定による申請に、必要に応じ住民票謄本及び所得を証明する書類のほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 災害により被った損害を証明する書類
- (2) 離職証明書等、退職の事実を証明する書類
- (3) 疾病又は負傷の事実を証明する書類（医師の診断書及び療養に要する費用を証明する書類）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(審査)

第5条 規則第17条第2項の規定による審査は、必要に応じ次に掲げる調査等を行うものとする。

- (1) 収入の調査
- (2) 家族状況の調査
- (3) 入居者からの事情聴取
- (4) 他の入居者からの事情聴取
- (5) 福祉事務所からの意見聴取
- (6) 民生委員からの意見聴取

(減免の額)

第6条 市長は、入居者が第3条各号に掲げる理由により、収入が減となったことが事実と認めたときは、当該入居者からの現行家賃から、当該入居者の市営住宅家賃減免申請時の収入に基づき、条例第14条の規定により算定された家賃の額を差し引いた額を減免の額とする。

(減免等の開始時期)

第7条 市長は原則として、家賃の減免又は徴収猶予の決定をした月の翌月から家賃の減免又は徴収猶予を行うものとする。

附則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成11年10月2日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年5月30日から施行する。

船橋市営住宅入居変更に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第5条第7号及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第12条に規定する入居変更の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 入居変更を申請した入居者をいう。
- (2) 同居者 入居の際に同居した親族又は同居の承認を受けた者をいう。
(出生による同居を含む。)
- (3) 現住宅 申請者が現に入居している住宅をいう。
- (4) 入居変更住宅 入居変更により入居する住宅をいう。

(入居変更の承認)

第3条 市長は、次の各号の規定を全て具備する者について、入居変更を承認することができる。

- (1) 入居者若しくは同居者が、身体障害者手帳を持つ場合、要介護度2以上の認定を受けている場合、又は心身の状況等により入居変更が妥当であるとの医師の診断がある場合。
- (2) 条例第6条に規定する入居者資格を満たしていること。
- (3) 条例第42条第1項各号に該当しないこと。
- (4) 条例第50条第1項各号に該当しないこと。

(入居変更住宅)

第4条 入居変更住宅は、入居者を募集しようとしている市営住宅とする。

(敷金)

第5条 申請者がすでに納付している敷金は、入居変更住宅の敷金とし、還付しないものとする。但し、入居変更住宅の敷金がすでに納付している敷金を超過している場合は、その差額を納付するものとする。

(現住宅の退去)

第6条 申請者は、現住宅について、条例第41条及び船橋市営住宅退去検査基準に基づき、退去の手続きを行うものとする。

第7条 本基準に規定する事項を除き、船橋市営住宅条例及び船橋市営住宅条例施行規則を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年9月2日から施行する。

船橋市営住宅退去手続事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅における入居者の退去時の手続きを適切に行うため、必要な事項について定めるものである。

(明渡し検査)

第2条 市営住宅を明け渡そうとする入居者（以下「入居者」という。）は、明け渡す日に明渡し検査を受けなければならない。

2 市長は、明渡し検査を平日の午前10時から午後4時の間に行うものとする。

3 入居者は、明渡し検査の際に、退去時の費用負担について確認を行うものとする。

(入居者の退去時の費用負担)

第3条 退去月の家賃、駐車場使用料、実費徴収金（以下「家賃等」という。）は、明渡し検査日までの日割り計算により算定する。

2 畳の表替え・襖の張り替え費用と入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用は、入居者の負担とする。

3 敷金の額を超えて入居者が負担する必要のある額は、以下のとおりとする。住戸の間取りが3DK、3LDKの場合は20万円、それ以外は10万円を上限とする。

ただし、この額には、未納の家賃等は含めないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。

(単身入居者の死亡時の取扱い)

第4条 前条の規定にかかわらず、同居している者がいない単身入居者の死亡時における取扱いについては、以下のとおりとする。

2 死亡月の家賃等は、死亡日までの日割り計算により算定する。

3 市長は、死亡した単身入居者の連帯保証人又は相続人（以下「相続人等」という。）に対して、残置物の撤去と明渡し検査への立会いを依頼し、相続人等から相続人等誓約書（第1号様式）の提出を受けるものとする。

4 畳の表替え・襖の張り替え費用と入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用は、相続人等の負担とする。

5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。

6 相続人等から相続財産所有権放棄兼処分依頼書（第2号様式）の提出があった際は、市長は、相続人等に残置物の撤去と明渡し検査への立会い、退去時の費用負担をさせ

ないものとする。

- 7 死亡した単身入居者が生活保護を受給していた場合は、生活保護を主管する部署と連携して対応するものとする。

(敷金からの控除)

第5条 市長は、畳の表替え・襖の張り替え費用及び入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用を未納の家賃等より優先して、敷金のうちから控除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

相続人等誓約書

年 月 日

船橋市長 あて

相続人等

住所

氏名

印

自宅電話番号

携帯電話番号

入居者との関係、続柄（ ）

船橋市営 住宅 棟 号入居者 が死亡した件につきましては、私が責任をもって 年 月 日までに住宅を明渡しいたします。

また、残されている家財道具等についても、責任をもって処分等いたします。

なお、このことについて、後日、船橋市に対して異議申し立て等、一切の迷惑はおかけいたしません。

第2号様式

相続財産放棄書兼処分依頼書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

自宅電話番号

携帯電話番号

入居者との関係、続柄（ ）

船橋市営 住宅 棟 号の明渡し検査に伴い、住戸及び付帯施設に残存している
全動産の所有権を放棄しますので、当該残置物については自由に処分をしてください。

残置物の保管・処分等のため、住宅の鍵の交換、住宅への貼り紙・立ち入り及び写真撮影
について承諾します。

相続人の代表者として提出される場合は、他の相続人が同意している旨がわかる書類を添
付ください（委任状等）。

船橋市営住宅退去検査基準

船橋市営住宅条例(平成9年条例第11号)第41条の規定により、住宅監理員又は市長の指定する者が住宅の退去(明渡し)検査を実施する場合の基準は次のとおりとする。

検査箇所	検 査 基 準
(1)公共料金の精算等	(1)電気、水道、ガス等の停止手続き及び精算がなされているか。
(2)畳	市へ修繕依頼せず入居者が取り換えを行う場合 (1)畳表は、取り替えられているか。ただし、入居期間が1年以内でかつ破損していない場合は裏返しを認める。
(3)襖	市へ修繕依頼せず退去者が張替えを行う場合 (1)襖は張り替えられているか。 (2)襖紙の規格は「新鳥の子」になっているか。 (3)襖紙は一室ごとに同一の柄模様を用いられているか。 (4)襖の破損はないか。
(4)内装	(1)壁、天井、床の破損はないか。
(5)鍵	(1)住戸用が3本あるか。 (2)外部倉庫用が2本あるか。 ただし、複製したもの、使用不能のものは含まない。
(6)玄関ドア	(1)ドアスコープ及びドアチェーンの破損がなく、機能が正常か。 (2)ドアクローザーの破損がなく、ドアの開閉機能が正常か。 (3)郵便受、牛乳受の破損がなく、機能が正常か。 (4)郵便物を全て撤去してあるか。
(7)郵便受(集合)	(1)破損がなく、機能が正常か。 (2)郵便物を全て撤去してあるか。
(8)ブザー	(1)破損がなく、機能が正常か。
(9)窓、サッシ戸等の建具	(1)ガラスの破損(ヒビ割れを含む)はないか。 (2)鍵が閉まるか。 (3)レールの破損はないか。 (4)便所、浴室等のドアの握り部分の著しいガタつきはないか。
(10)電気設備	(1)スイッチ、コンセント、電灯コード等の電気設備の破損はないか。 (2)電気設備の機能は正常か。 (3)電気の容量は復元されているか。
(11)給排水設備	(1)流し、便器、各種排水口の日皿等の給排水設備の破損はないか。 (2)給排水設備の機能は正常か。
(12)緊急通報装置	(1)親機及び子機に破損や紛失はないか。

(13)その他	(1)入居者の私物を全て撤去したか。 (2)模様替、増改築部分の撤去及び復元はなされているか。 (3)入居者の責に帰すべき理由により生じた破損は補修してあるか。 (4)全ての私物撤去後の清掃を行っているか。
---------	--

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災等の災害により住宅に被害を受け居住不能となった者（以下「被災者」という。）に対し、市営住宅の空き住戸の一時的な使用を認めることにより、被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅及び共同施設を期間を限定して使用することをいう。
- (3) 官公署 国及び地方公共団体又はこれらに属する諸機関をいう。
- (4) 市営住宅 船橋市市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する住宅をいう。
- (5) 共同施設 条例第2条第2号に規定する施設をいう。

(一時使用の対象者)

第3条 一時使用の対象となる被災者は、災害により被災し、住宅が被害を受け、居住継続が困難となった者で、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に存する被災した住宅に居住していた被災者で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、被災した日が申請日から3月以内の者（被災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させた被災者を除く。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける区域に存する被災した住宅に居住していた被災者（以下「災害救助法適用被災者」という。）で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、被災した日が申請日から6月以内の者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(被災者であることの認定)

第4条 被災者であることの認定は、官公署が発行するり災証明書等により行う。

(一時使用の許可)

第5条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。

- 2 一時使用の期間は、2月以内とする。ただし、一時使用の許可を受けた者が使用期間の更新を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと市長が認めるときは、当初の使用期間を含めて最長6月を限度として、期間の更新をすることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害救助法の適用を受ける区域内において同法の適用を受ける原因となった災害の場合の一時使用の期間は、6月以内とする。ただし、被災者が使用期間の更新を申し出た場合は、6月の延長をすることができる。

4 第2項および第3項の規定による一時使用期間中の使用料は、船橋市行政財産使用料条例第4条に基づき、免除するものとする。

5 市営住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに共益費その他これに準ずる費用は、一時使用の許可を受けた者が負担する。

6 本要綱に規定する事項を除き、条例及び船橋市市営住宅条例施行規則を適用する。

(申請手続)

第6条 前条の許可を受けようとする者は、被災後1月以内に市営住宅一時使用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、震災の規模等により、申請期間を延長することができるものとする。

(1) 官公署の発行するり災証明書等

(2) 誓約書(第2号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 被災者は、前項第1号に掲げるり災証明書が申請日までに交付されないときは、交付後速やかに提出するものとする。この場合において、市職員の調査等により、被災状況を確認するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定による一時使用の更新を希望する者は、許可の期間の満了の日の5日前までに、市営住宅一時使用許可更新申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において适当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、市営住宅一時使用許可書(第3号様式)又は市営住宅一時使用更新許可書(第5号様式)により申請者に通知する。

(一時使用に充てる住宅)

第8条 市長は、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、被災者の世帯人員、従前の居住地域等に可能な限り配慮して決定するものとする。

(住宅の返還)

第9条 一時使用の許可を受けた者は、市営住宅を退去する日の5日前までに、市営住宅返還届(第6号様式)を市長に提出し、当該住宅の検査を受けなければならない。

(返還時の修繕等)

第10条 一時使用の期間満了等により市営住宅等の返還が行われた場合は、修繕及び原状回復に係る費用(以下「修繕費等」という。)を徴収しないものとする。ただし、通常使用による損耗以外で、一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等に係る修繕費等及び残置物の処分費については、この限りでない。

(特定入居)

第11条 市長は、市営住宅を一時使用している者のうち条例第6条の入居資格を備えるものが市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定による特定入居をさせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法適用被災者で市営住宅を一時使用している者は、条例第6条第1号に掲げる要件を問わないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

第1号様式

市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
申請者 氏名
連絡先

下記のとおり市営住宅を一時使用したいので申請します。

記

1 使用希望住宅

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 同居者

5 添付書類

- (1) 官公署の発行する罹災証明書等
- (2) 誓約書（第2号様式）

6 宣誓事項

下記事項について、宣誓します。

- ☐ 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

7 同意事項

下記事項について、同意します。

- ☐ 「市営住宅の一時使用时注意事項」を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還します。
- ☐ この一時使用については、事前に通告がなくても、使用期間が終了する日をもって当然に終了し、自動更新とはならないことを了承します。

第2号様式

誓約書

船橋市長 あて

私が、このたび一時使用を許可される市営住宅については、許可条件を遵守して使用し、また、緊急一時的措置の趣旨にのっとり、定められた期限までに必ず返還いたします。

年 月 日

住所

氏名

第3号様式

市営住宅一時使用許可書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一時使用について、下記のとおり許可します。

記

1 一時使用を許可する住宅

- (1) 住宅名
- (2) 所在地

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料（家賃） 免除

5 同居者

6 使用時注意事項 裏面のとおり

第4号様式

市営住宅一時使用許可更新申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
申請者 氏名
連絡先

年 月 日付け、船住第 号により一時使用の許可を得ておりますが、市営住宅を引き続き使用したいので申請します。

記

1 使用希望住宅

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 更新理由

5 宣誓事項

下記事項について、宣誓します。

☐ 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

6 同意事項

下記事項について、同意します。

- ☐ 「市営住宅の一時使用时注意事項」を遵守することはもとより、使用期間が終了するまでには、必ず市営住宅を返還します。
- ☐ この一時使用については、事前に通告がなくても、使用期間が終了する日をもって当然に終了し、自動更新とはならないことを了解します。

第5号様式

市営住宅一時使用更新許可書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一時使用の更新について、下記のとおり許可します。

記

1 一時使用の更新を許可する住宅

- (1) 住宅名
- (2) 所在地

2 使用目的

災害被災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱に基づき、緊急一時的な施設として使用する。

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで（再更新不可）

4 使用料 免除

5 同居者

6 使用時注意事項 裏面のとおり

第 6 号様式

市営住宅返還届

年 月 日

船橋市長 あて

申請者住所
氏名

私が一時使用を許可された市営住宅について、 年 月 日をもって返還します。

検査希望日 年 月 日 時頃

船橋市営住宅公開抽選による入居者選考に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第9条第3項及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年規則第34号。以下「規則」という。）第5条に基づく公開抽選による入居者選考に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(周知)

第2条 規則第5条第1項における公開抽選の日時及び場所の周知は、広報ふなばし、告示、ホームページ及び市営住宅募集のしおりで行うものとする。

(抽選番号)

第3条 規則第4条で規定する申込者より市営住宅入居申込書及び添付書類を受領し、条例第6条に規定する入居者資格を具備していることを確認した場合は、申込者に対し選番号を付与するものとする。

2 募集する住戸において、障害者用設備、専有面積、家賃その他の条件が同一である場合は、複数の住戸を一の区分とし、抽選番号を付与することができる。

(方法)

第4条 公開抽選による入居者選考は、回転抽選器及び番号付抽選玉（以下「抽選玉」という。）を用いて行い、取り出された抽選玉の番号と同じ抽選番号を付与された申込者を当選者とする。

2 前条第2項の規定により当選者を複数決定する場合は、取り出された抽選玉の順に当選順位を定め、当選順位が高い者から住戸を選択するものとする。

(優遇措置)

第5条 申込者が、過去の募集における落選又は補欠当選の通知のコピー（以下「選外の通知」という。）を申込時に3枚以上5枚以下提示した場合は、前条第1項に規定する申込者の抽選玉の数を2つとし、6枚以上提示した場合は、申込者の抽選玉の数を3つとする。ただし、申込者からやむを得ない理由により選外の通知を提示できない旨の申し出があったとき、市は優遇措置の対象となるかを確認し、当該措置を適用することができる。

2 前項で定める選外の通知は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、過去に当選、繰上当選又は入居決定が取り消し又は辞退となった申込者が提示する選外の通知にあつては、当該取り消し又は辞退発生以前のものを前項に規定する枚数に含まないものとする。

(1) 宛名と同一の申込者が提示したものであること。ただし、宛名と同一の申込者が死亡、施設入所、その他市長の認める理由により提示できない場合は、当時同居世帯員となっていた者の提示も有効とする。

(2) 発した日から起算して5年以内のものであること。

(結果の通知)

第6条 公開抽選の結果は、申込者全員に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による特別抽選番号の付与に係る選外の回数は、平成20年2月1日以降の市営住宅募集より起算する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

DV 被害者世帯の取り扱いについて

DV 被害者が市営住宅に申込みに来た場合、下記の書類の提出を求めると共に、他の申込者と同様の手順で申込みを受け付けること。

(1) 受付時

次のいずれかのうち、配偶者（婚姻に類する交際相手を含む）から暴力を受けた者であることを証する書類

- ①保護命令申立書の写し
- ②保護命令発効通知の写し
- ③公証人面前宣誓供述書の写し
- ④上記以外で住宅政策課が認めた書類

(2) 当選後

戸籍の全部事項証明（旧戸籍謄本）

※配偶者から暴力を受けた者であることがわかれば、離婚が成立していなくても、家族を不自然に分割した申し込みとはみなさないものとする。

船橋市営住宅集会所管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅（以下「市営住宅」という。）入居者の福祉の増進に寄与するため、船橋市営住宅集会所（以下「集会所」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、集会所を設置する。

2 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用者資格)

第3条 集会所を使用できる者は、市営住宅の入居者とする。ただし、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第52条第1項に規定する市営住宅監理員（以下「住宅監理員」という。）が管理上支障がないと認めるときは、市営住宅の周辺に居住している者も使用できるものとする。

(使用の申込み等)

第4条 市営住宅の入居者以外の者が集会所を使用しようとするときは、船橋市営住宅集会所使用申込書（第1号様式）により、事前に住宅監理員に申し込まなければならない。

2 住宅監理員は、前項の規定により使用の申込みをした者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当する場合においては、集会所を使用させてはならない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙活動が目的であると認めるとき。
- (3) 宿泊を目的とするとき。
- (4) 営利が目的であると認めたとき。
- (5) 前各号に該当する場合のほか、市営住宅及び共同施設の管理上必要があると認めるとき。

(申込みの承認等)

第5条 住宅監理員は、前条の規定による申し込みを受理したときは、その内容を審査し、管理上支障がないと認めるときは承認し、船橋市営住宅集会所使用決定通知書（第2号様式）にて使用者あて通知するものとする。

- 2 住宅監理員は、前項の規定により承認するときは、船橋市営住宅集会所使用決定通知書の写しを条例第52条第4項に規定する市営住宅連絡員あて、事前に送付するものとする。

(使用時間)

第6条 集会所の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用料)

第7条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、集会所の電気料金、ガス料金、水道料金並びに汚物及びじんかいの処理に要する費用等は使用者の負担とする。

(使用者の保管義務等)

第8条 使用者は、集会所の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 使用者の責めに帰すべき事由により、集会所が滅失し、又はき損したときは、使用者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第9条 使用者は、集会所を使用するに当たり、住宅監理員及び条例第52条第3項に規定する市営住宅連絡員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保安上又は衛生上危険又は有害なものを持ち込まないこと。
 - (2) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
 - (3) 壁、柱、扉等に貼紙し、又はくぎ類を打たないこと。
 - (4) 騒音等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 使用後は、清掃及び整頓を行うこと。
- 2 住宅監理員は、前項第1号から第4号までに掲げる事項に違反していると認められるときは、使用者に対し、集会所の使用を中止させることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

名 称	位 置
船橋市営海神 3 丁目団地集会所	船橋市海神 3 丁目 28 番
船橋市営馬込町団地集会所	船橋市馬込西 2 丁目 12 番
船橋市営二宮第 1 団地集会所	船橋市二宮 2 丁目 3 番
船橋市営二宮第 2 団地集会所	船橋市二宮 2 丁目 35 番
船橋市営薬円台団地集会所	船橋市薬円台 3 丁目 21 番
船橋市営二和東第 1 団地集会所	船橋市二和東 6 丁目 14 番
船橋市営二和東第 2 団地集会所	船橋市二和東 5 丁目 61 番
船橋市営大穴南団地集会所	船橋市大穴南 1 丁目 8 番 1
船橋市営三山団地集会所	船橋市三山 2 丁目 4 番
船橋市営藤原団地集会所	船橋市藤原 2 丁目 6 番
船橋市営前原団地集会所	船橋市前原西 6 丁目 1 番 35 号
船橋市夏見借上公営住宅集会所	船橋市夏見 3 丁目 26 番 11 号
船橋市夏見台借上公営住宅集会所	船橋市夏見台 4 丁目 10 番 18 号

第1号様式

船橋市営住宅集会所使用申込書

年 月 日

市営住宅監理員 あて

住所
氏名

市営住宅の集会所を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1	市営住宅名	
2	使用日時	
3	使用目的	

第2号様式

年 月 日

船橋市営住宅集会所使用決定通知書

様

市営住宅監理員

年 月 日付けで申込みのあった件について、下記のとおり決定いたします。

記

- 1 承認する
- 2 承認しない
理由

船橋市営住宅集会所貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「船橋市営住宅集会所管理要綱」(以下「要綱」という。)
第3条に規定するただし書きにより集会所を使用できる者の、費用負担等について定めるものとする。

(貸出し区分)

第2条 要綱第3条の規定により貸出す場合は、集会所の使用時間を4時間ごと(午前：9時～13時・午後：13時～17時・夜：17時～21時)の3コマに分割し、原則1コマ単位で貸出す。

(使用者負担)

第3条 要綱第7条に規定する使用者の費用負担は、各コマ均一とし、床面積に応じて下記一覧表のとおりとする。

床面積 (㎡)	使用者負担 (円)	団地名
41.0 未満	400	夏見(借)、夏見台(借)
41.0 以上 61.0 未満	700	海神三丁目、馬込町、二宮第一 二和東第二、大穴南、前原
61.0 以上 81.0 未満	900	二宮第二、二和東第一、藤原
81.0 以上 101.0 未満	1,200	薬円台
101.0 以上	1,500	三山

附則

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。